

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）概要

1 改正理由

職員の自己啓発等休業に関する条例の制定に伴い、一定の期間において給与を支給しない職員に自己啓発等休業中の職員を加える必要がある。

2 概要

退職者等の給与の支給について、自己啓発等休業中の職員には、いかなる給与も支給しない旨を定める。

3 施行期日

平成31年4月1日から施行する。